

行方市工場立地法準則条例（案）に対する意見に対する市の考え方
--------------------------------

- 意見募集の時期：平成29年12月15日(金)～平成30年1月19日(金)
- 提出者数：2人
- 意見件数：2件
- 意見：行方市工場立地法準則条例（案）に関すること <2人, 2件>

案に対する意見等(要旨)	件数	市の考え方
<p>既に立地している我々においても、緑地や環境施設の面積が緩和されるのは魅力的です。もし、緩和された場合は、変更手続き等が容易にできるよう配慮いただけるとよいです。</p> <p>また、工場立地法で緩和されても、例えば建築基準法に抵触するため、結局緩和された事にならないといった事がないよう、関係する法律も考慮いただけるとよいと思います。</p>	1	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>変更手続き等については、法第6条第1項第5号に係る緑地及び環境施設の面積を変更しようとするときは、変更の届出が必要となります。</p> <p>森林法においては、開発行為の目的によって、緑地の割合が定められています。</p> <p>都市計画法においては、建築基準関係規定として緑化を義務付ける制度がありますが、行方市は該当しません。</p>
<p>工場を市内に立地するにあたり、現行増設による緑地移設、新規立地にしましても、市内又は指定区域内での敷地外畑地、山林等の緑地の所有等にて環境面にも配慮しながら適正に管理していくことで緑地として部分的にでも適応されると、工場敷地内を有効利用していくことが出来ると思います。</p> <p>また、緑地面積率を一律に下げようようにすることでさらに産業用面積が増え地域発展につなげることができるので考慮いただけるとよいと思います。</p>	1	<p>敷地外緑地等の取扱いについては、生産施設の面積を変更する場合において、既敷地内に緑地等を確保できない事情があれば、敷地外に緑地を整備することを認める市のガイドラインを制定しています。</p> <p>工場立地法において、地域準則条例を制定することができる範囲は、緑地面積率等に限られており、新規立地の場合の敷地外緑地について、定めることはできません。</p> <p>行方市は都市計画法上の用途区域を定めており、緑地面積率等の設定においては、工業用専用地域と準工業地域、用途地域の定めのない区域では、優先的な立地促進の観点から、一定の差をつけています。</p>